

保健センターだより

保健センター
☎82-3111 (内線511)
直通75-6230

産後ケア事業の 利用範囲が拡充しました



産後ケア事業は、産後のからだの回復や育児の不安がある方を対象に、授乳や育児に関する支援を病院や助産所などで行い、利用料の一部を町が負担するものです。

7月から、短期入所型・居宅訪問型に加えて、通所型の利用も可能になりました。

ひとりで悩まず
相談を！



利用できる方

町に住民登録がある産後1年未満のお母さんとその赤ちゃんで次に該当する方

- 分娩後、母体が妊娠前の状態に回復するまでの期間（産褥期）の回復について不安がある
- 育児の不安がある
- ご家族から援助を得られない

支援の内容

- お母さんの心身のケア（健康のこと、乳房のことなど）
- 赤ちゃんのケア（健康のこと）
- 育児について（抱っこの仕方、沐浴の仕方、授乳の仕方など）

種類・利用回数

短期入所型

利用できる期間は、原則7日間

通所型、居宅訪問型

利用できる回数は、通所型と居宅訪問型通算で原則7回まで
ただし、町が引き続き事業の利用が必要と認めた場合は、通所型または居宅訪問型の利用回数を通算して更に7回を限度に追加することができます。

利用方法

保健センターへ「坂城町産後ケア事業
利用申請書」を提出する。

町から利用承認通知書を受け取る。

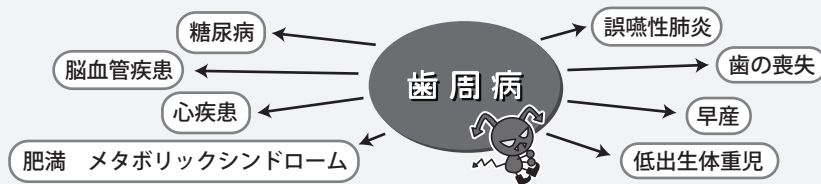
利用開始

詳しくは、子育てアプリ
「はぐはぐ」か町ホーム
ページをご覧ください。



歯周疾患検診を受けましょう！

歯周病は、炎症した歯肉からの歯周病菌によって全身に多くの影響を与える病気です。また、妊娠中はホルモンやつわりなどで口腔内環境が悪化するため、歯周病のリスクが高まり、早産や低出生体重児の原因になるといわれています。自分の健康や赤ちゃんの健康を守るためにも積極的に検診を受けましょう！



	節目検診	妊婦検診
対象者	令和5年度に40・50・60・70歳になる方 (該当者には個別に通知を送りしています)	妊娠中の方 (母子手帳発行時に手渡しています)
検診期間	8月1日(火)～令和6年2月29日(木)	妊娠中 (妊娠中期5～8か月頃をお勧めします)
検診場所	町内歯科医院、千曲市(戸倉・更埴地区)、長野市(松代地区)の歯科医院	
検診方法	実施医療機関へ電話で予約をしてから受診してください。	
検診費用	1,500円	無料

検診には受診票が必要です。受診票がない方は、保健センターにご連絡ください。

治療にかかる費用は自己負担です。